

第13章 実施を確保するための措置

(この規程の実施を確保するための措置)

第185条 会員は、この規程の内容について、関係作業者に周知を図るほか、教育を実施しなければならない。

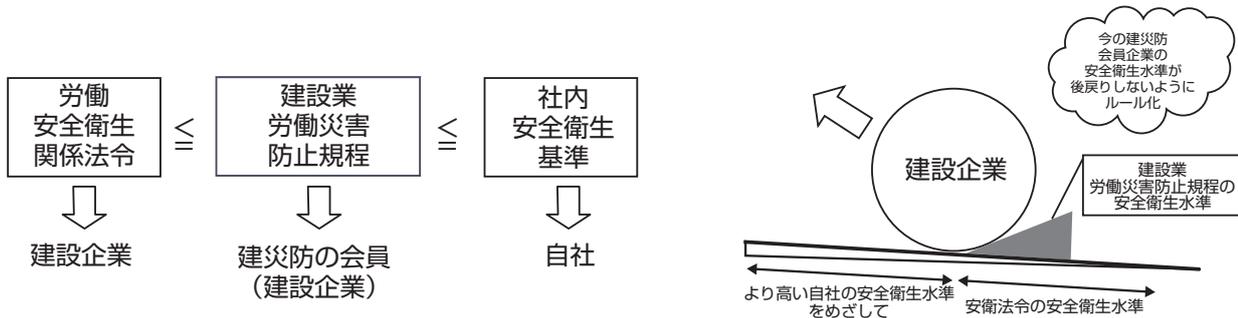
解 説

建設業労働災害防止協会（＝建災防）会員は、労働災害防止団体法第41条により、建設業労働災害防止規程（＝防止規程）の順守義務がある。

労働災害の防止を図るために、建設の仕事に直接携わる作業者が安全確認と安全作業に継続的に取り組む必要がある。

よって、第185条では、会員が防止規程の内容を関係作業者に周知するほか、内容とその理解を深めるための教育を実施しなければならないことを定めている。

なお、建設業の仕事が請負形態であり、幅広い周知を必要とするため、本条ではあえて「関係作業者」と表現し、会員企業の関係請負人の作業者を含めた同防止規程の周知を図り、かつ順守のための教育を実施することをもって、労働災害防止に資する趣旨である。



第185条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
会員の順守義務等	労働災害防止団体法第41条

第186条 協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 協会は、建設業界関係者等の意見を聞いて、建設業における労働災害を防止するため、この規程の内容、その他労働災害防止に関し重要な事項を定めた計画、実施事項等を策定すること。
- (2) この規程の内容について、会員に対し、講習会を行うこと、安全指導者・安全管理士・衛生管理士等による現場指導を行うこと等によりその周知を図ること。
- (3) この規程の内容について、発注者等に知らせ、この規程に基づき会員が行う措置について理解・協力を求めること。
- (4) 会員が安全施工サイクル活動の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」等を促進するための環境整備を図ること。
- (5) 会員がこの規程を守らない場合には適切な指導を行い、その指導にかかわらず会員が規程を守らないときは警告を発すること。

解 説

第186条は、建設業労働災害防止協会（＝建災防）が行わなければならないことを定めている。

(1)は、建災防は、建設業界関係者の意見・ニーズをよく把握し、建設業の労働災害を防止するため、建設業労働災害防止規程（＝防止規程）の内容を踏まえて、①建設業労働災害防止5カ年計画、②各年度毎の建設業労働災害防止実施事項、③各種の労働災害防止のための週間・月間・期間の実施要領（全国安全週間実施要領、全国労働衛生週間実施要領、建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領、建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領）を策定することを定めている。

(2)は、建災防は、防止規程の内容を、講習会を行うこと、建災防各支部に配置している安全指導者や建災防本部の安全管理士・衛生管理士等による現場指導の活用など、様々な機会を通じ、会員に対し、防止規程の周知を図ることを定めている。

(3)は、建災防は、防止規程の内容を、発注者、建設業界団体等に対し、発注者・業界団体等との会議の場など様々な機会を通じ、周知し、同規程に基づく措置が十分に講じられるよう理解と協力を求めることを定めている。

(4)は、建災防は、安全施工サイクル、リスクアセスメントの実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入・「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」等、建設業における労働災害防止活動を促進するため、安全衛生教材の作成・改善、安全衛生教育の実施、全国建設業労働災害防止大会における安全衛生管理活動の発表の場の提供などの機会を設け、その環境整備を図ることを定めている。

(5)は、建災防は、防止規程の内容が会員において守られていない場合は、安全指導者、安全管理士、衛生管理士等による指導活動など含め、建災防の事業活動を通じて適正な指導を行う。その指導にもかかわらず会員が規程を守らないときは警告を発することを定めている。



☆用語の意味☆

- ・ 「実施事項等」の「等」には、実施要領がある。
- ・ 「管理士等」の「等」には、労働安全コンサルタント等の資格を有する者、セーフティエキスパート（SAEX）、建災防役職員で安全衛生の実務経験を有する者などがある。
- ・ 「現場指導を行うこと等」の「等」には、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入に伴うコスモス認定等の活動、安全衛生教育活動、安全思想普及活動の場などがある。
- ・ 「発注者等」の「等」には、建設業の専門工事業団体、労働組合等が含まれる。
- ・ 「建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入等」の「等」には、会員の自主的安全衛生活動として、5S活動、安全衛生教育、声のかけ合い運動など安全衛生管理活動のための各種の活動・運動の実施がある。

第186条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
労働災害防止団体系	第1章～第4章
労働災害防止団体系施行規則	
安全管理士及び衛生管理士	労働災害防止団体系第12条
業務	労働災害防止団体系第36条
労働災害防止規程	労働災害防止団体系第37条
労働災害防止規程の認可	労働災害防止団体系第38条
労働災害防止規程の認可の申請	労働災害防止団体系施行規則第8条
労働災害防止規程の廃止の届出	労働災害防止団体系第39条
労働災害防止規程の廃止の届出	労働災害防止団体系施行規則第9条
関係労働者等の意見の聴取	労働災害防止団体系第40条
関係労働者等の意見の聴取	労働災害防止団体系施行規則第10条
会員の順守義務等	労働災害防止団体系第41条
会員	労働災害防止団体系第42条
秘密保持義務	労働災害防止団体系第56条
安全管理士の資格、衛生管理士の資格	労働災害防止団体系施行規則第1条、第2条
労働災害防止団体系施行規則第1条第2号の規定に基づく安全管理士の資格	平12.12.25労働省告示第120号
労働災害防止団体系施行規則第1条第2号の規定に基づく衛生管理士の資格	平12.12.25労働省告示第120号
安全指導者規程、安全指導者執務指針について、安全指導者指導要領	建災防内規（規程⇒昭47.8.1改正昭52.8.1）

附 則（設定 昭和41年6月3日）

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。ただし、第28条及び第29条第1号及び第2号の規定は、その認可のあった日から適用する。

附 則（変更 昭和42年7月3日）

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和43年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和44年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和46年8月3日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 昭和48年12月1日）

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 平成20年1月4日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 平成25年8月1日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 令和元年11月5日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 令和5年9月12日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附則と労働災害防止団体法との関係

区 分	安衛法令等
労働災害防止団体法	第1章～第4章
労働災害防止団体法施行規則	
業務	労働災害防止団体法第36条
労働災害防止規程	労働災害防止団体法第37条
労働災害防止規程の認可	労働災害防止団体法第38条
労働災害防止規程の廃止の届出	労働災害防止団体法第39条
労働災害防止規程の認可の申請	労働災害防止団体法施行規則第8条
労働災害防止規程の廃止の届出	労働災害防止団体法施行規則第9条

参 考 建災防統一安全標識

建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的に、建災防統一安全標識を制定している。

標識のデザインは、別添1のとおりである。

また、日本語標示、図記号等の位置、サイズ等は、別添2のとおりである。

そのほか、外国人労働者の安全な就労環境を確保する観点から、各標識に併記する外国語標示の一例を別添3に紹介する。

別添1 各標識のデザイン



(1) 立入禁止



(2) 禁煙



(3) 火気厳禁



(4) 駐車禁止



(5) 一般禁止



(6) 頭上注意



(7) 足もと注意



(8) 開口部注意



(9) 感電注意



(10) 墜落注意



(11) 路肩注意



(12) 酸欠注意



(13) 有機溶剤使用中



(14) 一般注意



(15) 安全帯使用



(16) 保護帽着用



(17) 一般指示



(18) 整理整頓



(19) 最大積載荷重



(20) 喫煙所



(21) 担架



(22) 安全通路



(23) 昇降階段



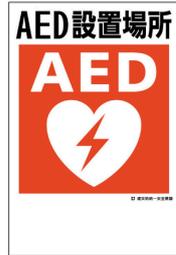
(24) 休憩所



(25) 消火器



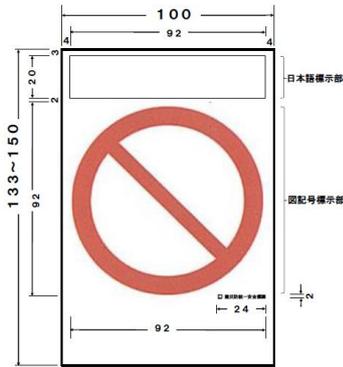
(26) 警報設備



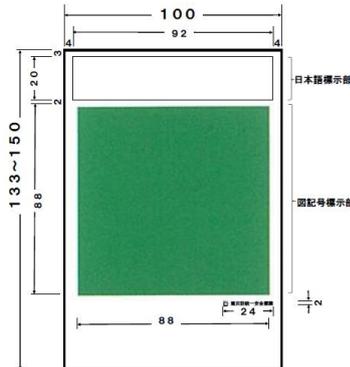
(27) AED設置場所

別添2 各標識のサイズ (比率)

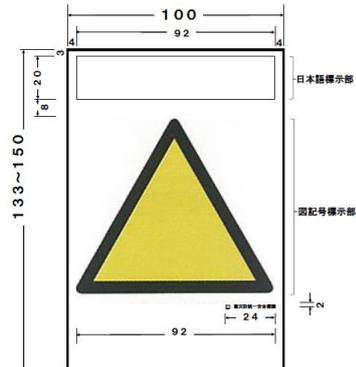
数字は、標識の横サイズを100とした場合の比率を表している。



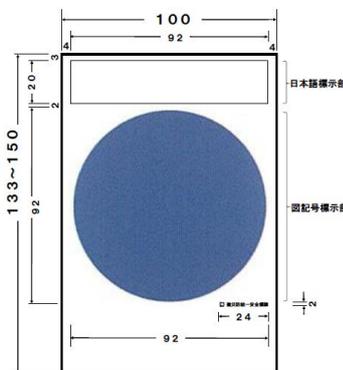
禁止標識



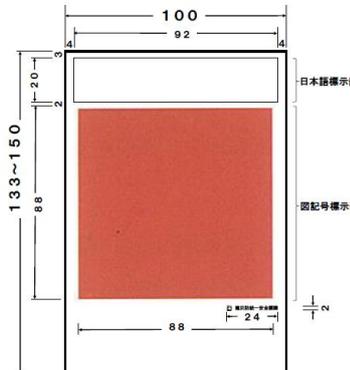
安全状態標識



注意警告標識



指示標識



防火標識

別添3 日本語に併記する外国語標示例

日本語	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	タガログ語
1 立入禁止	Do Not Enter	禁止入内	CẤM VÀO	Dilarang! Masuk	BAWAL PUMASOK
2 禁煙	No Smoking	禁止吸烟	CẤM HÚT THUỐC	Dilarang! Merokok	BAWAL MANIGARILYO
3 火気厳禁	Danger: No Open Flame	严禁烟火	CẤM LỬA	Dilarang! Menggunakan Api	MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY
4 駐車禁止	No Parking	禁止停车	CẤM ĐỖ XE	Dilarang! Parkir Disini	BAWAL PUMARADA
5 一般禁止	—	—	—	—	—
6 頭上注意	Watch Your Head	当心头顶	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	Awas! Bagian Atas Kepala	INGATAN ANG ULO!
7 足もと注意	Watch Your Step	注意脚下	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	Awas! Bawah Kaki	INGATAN ANG HAKBANG!
8 開口部注意	Danger: Opening in Floor	当心开口处	CHÚ Ý LỖ MỜ	Awas! Ada Lubang	MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG
9 感電注意	Danger: Electrical Hazard	当心触电	CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT	Awas! Bahaya Sengatan Listrik	MAPANGANIB: MAY KURYENTE
10 墜落注意	Danger: Falling Hazard	当心坠落	CHÚ Ý RƠI NGÃ	Awas! Terpeleset Jatuh	MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK
11 路肩注意	Mind the Shoulder	小心路肩	CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG	Hati hati! Jalur Darurat	MAG-INGAT SA TABING-DAAN
12 酸欠注意	Danger: Risk of Suffocation	当心缺氧	CHÚ Ý THIẾU OXY	Awas! Kekurangan Oksigen	MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA
13 有機溶剤使用中	Organic Solvent in Use	正在使用有机溶剂	ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ	Sedang Menggunakan Larutan Organik!	MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT
14 一般注意	—	—	—	—	—
15 安全带使用	Wear Safety Belt	必须系安全带	SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN	Gunakan Sabuk Pengaman	MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN
16 保護帽着用	Wear Helmet	必须戴安全帽	ĐỘI MŨ BẢO HỘ	Gunakan Topi Pelindung	MAGSUOT NG HELMET
17 一般指示	—	—	—	—	—
18 整理整顿	Keep Tidy	整理整顿	VỆ SINH SẠCH SẼ	Rapikan! Dengan Teratur	PANATILIHING MASINOP
19 最大積載荷重	Maximum Load	最大載荷	TẢI TRỌNG TỐI ĐA	Kapasitas Berat Beban Maximum	PINAKAMABIGAT NA KARGA
20 喫煙所	Smoking Area	吸烟处	NƠI HÚT THUỐC	Tempat Merokok	LUGAR PARA SA PANINIGARILYO
21 担架	Stretcher	担架	CÁNG KHIẾNG	Tandu	STRETCHER
22 安全通路	Safe Passageway	安全通道	LỐI ĐI AN TOÀN	Jalur Keamanan	LIGTAS NA DAANAN
23 昇降階段	Staircase	上下楼梯	CẦU THANG BỘ	Tangga Naik Turun	HAGDANAN
24 休憩所	Break Room	休息区	KHU VỰC NGHỈ NGƠI	Tempat Istirahat	PAHINGAHAN
25 消火器	Fire Extinguisher	灭火器	BÌNH CHỮA CHÁY	Alat Pemadam Kebakaran	PANG-APULA NG APOY
26 警報設備	Alarm System	警報設備	THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG	Peralatan Tanda Bahaya (Alarm)	SISTEMANG PANG-ALARMA
27 AED設置場所	Equipped with AED	AED(自动体外除颤器)設置点	NƠI CÓ ĐẶT AED	Tempat Instalasi Peralatan AED	MAY NAKAHANDANG AED

注1) (5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示は、目的とする標識が(1)～(27)にない場合に使用する。各標識には、目的とする日本語を自由に標示することができる。

注2) 各標識の日本語、図記号等のサイズについては、比率は決めているが、標識全体のサイズは、掲示箇所に応じて自由とする。

注3) 標識下部の白地の部分には、標識の目的をさらに明確にするための補助情報、会社名等を標示することができる。

注4) 外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を下に拡げること又は別の標示板を追加することができる。